

令和3年12月1日

新入生の保護者 各位

高松市立山田中学校
校長 溝渕 浩二

学校諸費納入自動振替制度について（お願い）

初冬の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校の教育活動に格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本校では、現金集金による事故防止等の観点から、学校教育にかかる費用のうち、保護者の皆様にご負担いただく経費について、金融機関口座より毎月、口座振替をさせていただいております。
つきましては、下記のとおり手続きをお願いすることになりますので、お手数ですがご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 手続き方法等について

(1) 対象 本校へ入学される予定の保護者様全員
(お子様それぞれに手続きが必要です。)

(2) 提出期限 令和4年1月25日(木) 新入生周知会
※配布済みの封筒に入れて受付にご提出ください。

(3) 取引可能な金融機関と振替手数料

保護者指定の銀行口座	振替手数料
香川銀行	無料
その他の金融機関（対象金融機関は裏面参照）	1回につき104円（税込）※

※お子様が2人以上在学されている場合、振替口座が同一であれば手数料は、1件扱いになります。振替口座が異なる場合はそれぞれに手数料がかかります。

※口座の残高不足で振替ができなかった場合でも、香川銀行以外は手数料がかかります。

(4) 手続き

①「預金口座振替依頼書（4枚綴り）」の作成

- ・別紙2「記入例」と裏面の「『預金口座振替依頼書』の流れについて」をご参照のうえ、「預金口座振替依頼書」（4枚綴り）にご記入ください。

②保護者指定の金融機関の手続き

- ・ゆうちょ銀行以外の場合は、「預金口座振替依頼書」（4枚綴り）を該当の金融機関にご提出いただき、2・3枚目を新入生周知会でご提出ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行に提出せず、「預金口座振替依頼書」（4枚綴り）の1・2・3枚目を新入生周知会でご提出ください。

③銀行手続き終了後、新入生周知会で提出

<裏面につづく>

2. 振替開始日について

- (1) 令和4年5月より毎月10日に振替をさせていただきます。(金融機関休業日の場合は翌営業日になります。)
- (2) 口座の残高不足で振替できなかった場合は、現金集金となります。
- (3) 振替日程・内訳等の詳細については、その都度、事前にお知らせします。
※4月の口座振替ができないため、5月の集金金額が多くなることが予想されます。
ご了承ください。

3. その他

- (1) 個人情報の取り扱い等につきましては、別紙1をご参照ください。
- (2) ご不明な点等がありましたら担当までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 山田中学校 (087)848-0071 教頭 三好・島本、主任 谷口

「預金口座振替依頼書」の流れについて ～香川銀行手続きマニュアルより～

① 必要事項を記入し、金融機関お届け印を押印してください。



- ✓ 太枠内をご記入ください。(別紙2 **記入例** 参照)
- ✓ 金融機関お届け印を間違わないでください。

【取扱可能な金融機関】

香川銀行、百十四銀行、高松信用金庫、香川県内の農協、
観音寺信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫、徳島大正銀行、
阿波銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、愛媛銀行、
伊予銀行、四国銀行、高知銀行、中国銀行、ゆうちょ銀行

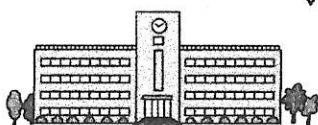
ゆうちょ銀行の場合は、②の金融機関へのご提出は不要です。③へお進みください。

② 金融機関の窓口で口座確認の受付印をもらってください。



- ✓ 1枚目(金融機関用)は金融機関へのお渡しください。
- ✓ 2～4枚目をお持ち帰りください。
※2枚目(学校(園)用)に口座確認印があることを
ご確認ください。

③ 学校にご提出ください。



- ✓ 4枚目(保護者様用)は保護者様控えです。
- ✓ 2・3枚目(学校(園)用、トモニシステムサービス用)を
学校にご提出ください。

ゆうちょ銀行の場合は、1・2・3枚目(金融機関用、学校
(園)用、トモニシステムサービス用)をご提出ください。

<別紙1>個人情報の取り扱い等について

個人情報の取り扱いについて

預金口座振替依頼書の提出に伴う個人情報の取り扱いについて下記の通りとさせていただきます。また下記の範囲内で必要な場合に限り、個人データを本校及び本校 PTA 内で共同利用することがあります。皆さまからご提供いただいた個人情報については、「高松市個人情報保護条例」に則って、慎重かつ適切に取り扱いますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

記

1 学校諸費集金に伴う個人情報関連書類

預金口座振替依頼書、学校諸費引き落としに伴う関連帳票

2 個人情報利用目的

- (1) 教材費の集金業務を行うため
- (2) 給食費の集金業務を行うため
- (3) PTA 会費の集金業務を行うため
- (4) 教育後援会費の集金業務を行うため
- (5) 部活動後援会費の集金を行うため
- (6) 部活動特別奨励会費の集金を行うため
- (7) 生徒会費の集金業務を行うため
- (8) その他教育に必要な集金業務を行うため
- (9) 学校徴収金等の未納徴収業務を行うため

3 山田中学校と山田中学校 PTA との共同利用について

山田中学校では、学校・家庭・地域社会の連携によって、子どもたちの健全育成を図るため山田中学校 PTA と協力しています。そのため、学校諸費（教材費・PTA 会費等）口座引落業務に関し、山田中学校と山田中学校 PTA 間で、以下のとおり、個人データを共同利用することがあります。

(1) 個人データの項目

生徒氏名、学年、出席番号、保護者氏名、引き落とし金融機関名、口座情報

(2) 個人データ管理責任

山田中学校

4 保存期間と破棄

保護者の皆さまからご提供いただいた情報については、保存期間を設定し、保存期間終了後は廃棄します。また、保存期間内であっても、不要となった場合には速やかに廃棄します。

※本件に関しましてご了承ください。担当または山田中学校担当者までご連絡ください。

<担当者>

山田中学校 教頭 三好、島本、主任 谷口

TEL : 087-848-0071

